

奨学給付金の申請手続きについて

秋田県では、すべての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、高等学校等に在籍する生徒を持つ低所得世帯に対して支援を行う「秋田県高校生等奨学給付金」の制度があります。

保護者の方が、秋田県内に住所を有している場合は、本校を通して手続きを行いますので、対象となる世帯は、受給のための申請をお忘れないうようお願いいたします。給付対象外の世帯は、手続きは不要となります。

なお、保護者の方の住所が秋田県外にある場合は、お住まいの都道府県の「高校生等奨学給付金担当」へお問い合わせください。

対象となる世帯

令和5年7月1日現在、次の全てに該当する世帯

- ① 保護者(親権者)等が、秋田県内に住所を有する
- ② 生活保護(生業扶助)受給世帯、住民税非課税世帯
【あるいは保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯(非課税世帯相)の場合】
- ③ 生徒が本校に在学していること（平成26年4月1日以降に入学した者に限る）。

支給額

世帯状況	給付額(年額)
生活保護受給世帯	32,300 円
非課税世帯（第1子）	117,100 円
非課税世帯（第2子以降）	143,700 円

提出期限等

令和5年7月末までに、学生課まで申請書類を提出ください。期限を過ぎますと、給付手続きが困難となりますので、何卒、期限厳守をお願いいたします。

また8月以降、家計が急変したことにより申請を希望する場合は速やかにお知らせください。その場合は、12月の上旬まで申請を受け付けいたします。

申請書の提出は、下記の担当まで直接お持ちいただくか、郵送の場合は記録が残る簡易書留等によりお願いいたします。（学生さんを通しての提出でも構いません。）

審査結果・給付方法等について

10月中旬をめぐりに各申請者あてに秋田県より、直接通知があります。また、給付が決定した場合は、10月末頃に、届け出のあった口座へ給付金が直接振り込まれます。

【お問い合わせ先・書類提出先】

〒011-8511 秋田市飯島文京町1番1号 秋田工業高等専門学校 学生支援係 担当：福田
電話：018-847-6020

(1)生活保護世帯、住民税非課税世帯の提出書類 (通常の申請)

①	☐	・奨学給付金受給申請書(様式1-2)
②	☐	保護者等全員の令和4年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかるもの (1)生活保護受給世帯 ・福祉事務所が発行した生活保護受給証明書 (2)生活保護受給世帯以外の世帯 ・個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書(マイナンバー収集台紙) (※昨年度以前の申請で既に提出された方は、今回の申請では提出不要です。)
③	☐	令和5年7月1日現在、15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合(生活保護受給世帯は不要です。) ・扶養申立書 ・扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(※学生本人分も必要です。) 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
④	☐	・振込口座届(様式10) 口座は申請者(保護者等)本人名義のものに限ります。 ・通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義がわかる部分

令和5年7月末までに、学生課へ申請書類を提出してください。

(2) 保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯(非課税世帯相当)の提出書類

①	☐	・奨学給付金受給申請書(様式1-3)
②	☐	・家計急変の発生事由が分かる書類 離職票・雇用保険受給資格証、解雇通告書、 破産宣告通知書、廃業等届出など
③	☐	・家計急変前と家計急変後の収入がわかる書類 家計急変前・・・課税証明書の写しなど 家計急変後・・・会社作成の給与見込み、直近の給与明細、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
④	☐	令和5年7月1日現在、15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 ・扶養申立書 ・扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(※学生本人分も必要です。) 扶養親族分の健康保険証の写し、 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
⑤	☐	・振込口座届(様式10) 口座は申請者(保護者等)本人名義のものに限ります。 ・通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義がわかる部分

- ・災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象となりません。
- ・収入見込額には、退職金、失業手当は含めません。
- ・確認のため上記の書類のほかに提出をお願いする場合があります。

こちらは、12月の月上旬まで申請を受け付けいたします。

(3) R5年度新入生で給付額の一部(1/4 の額)前倒しの給付を希望する場合

①	☐	・奨学給付金受給申請書（様式 1 - 2）
②	☐	保護者等全員の令和4年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかるもの （1）生活保護受給世帯 ・福祉事務所が発行した生活保護受給証明書 （2）生活保護受給世帯以外の世帯 ・個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書（マイナンバー収集台紙）
③	☐	令和 5 年 7 月 1 日現在、15 歳以上（中学生を除く）23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合（生活保護受給世帯は不要です。） ・扶養申立書 ・扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（※学生本人分も必要です。） 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
④	☐	・振込口座届（様式 10） 口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。 ・通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義がわかる部分

※給付金の一部とは、4～6 月分相当額（年額 1/4 の額）を指します。7 月～3 月相当分の給付については、再度申請していただく必要があります。

令和 5 年 6 月中旬までに、学生課へ申請書類を提出してください。